

第3章 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 市の災害応急活動

市内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害対策を行う必要がある。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常招集その他勤務に関すること。 ・各部の動員要請に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集に関すること。 ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び災害対応に関すること。
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関すること。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・部内職員の動員、配備に関すること。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ・所管施設の災害復旧対策に関すること。 ・他の班の応援に関すること。

1 活動体制の区分及び設置基準

地震の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。設置基準については、愛媛県が県下の市町に配備している「愛媛県震度情報ネットワークシステム」に基づく、新居浜市の震度を基準値とする。また、時間外及

び休日には報道機関による気象台発表の新居浜の震度を、職員自主参集の基準値とする。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	1 状況により市長が必要と認めたとき。		事前配備	表1-2のとおり
特別警戒体制	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3のとおり
非常体制	1 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4のとおり
特別非常体制	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 市域に広範囲にわたって災害が発生したとき。 3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第3配備	表1-5のとおり

※ 表1-2～表1-5は、風水害等対策編に掲載

2 職員の服務

(1) すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- ア 配置についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 勤務時間外における遵守事項

- ア 地震が発生し、その地震が「活動体制の区分及び設置基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは参集指令を待つことなく、自主的に指定の場所に参集する。
なお、震度情報が得られない場合の判断基準については、気象庁震度階級関連表を参考にすること。
- イ 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行するものとする。
- エ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- オ 参集途上で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。

3 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に地震及び気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

- (ア) 市域に【震度4以上】の地震が発生したとき。
- (イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

風水害等対策編第3章第2節11「災害対策本部」を準用する。

(2) 地区連絡員

大規模な地震災害時、「地区連絡員」は、市内全域をカバーし得るよう各公民館・交流センターに派遣され、情報収集活動及び広報活動を行う。

ア 地区連絡員の派遣基準

- (ア) 市域に【震度6弱以上】の地震が発生したとき。
- (イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 地区連絡員の派遣先

各校区公民館・交流センターに派遣する。

ウ 地区連絡員

各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

地区連絡員となった職員は、市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

エ 自治会連絡員の派遣

各校区連合自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自治会連絡員を派遣するものとする。

第2節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

第3節 情報活動

気象庁の発表に基づき消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）にて伝達される緊急時地震速報を防災行政無線等により住民へ伝達し、また、震度情報ネットワークや気象台から発表される地震情報、二次災害に結びつく災害情報、被害情報を関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに市民、県、関係機関に伝達する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。 ・本部長の特命に関すること。
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設への伝達に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に関すること。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

1 地震・津波情報の種類

地震が発生した場合に、気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、津波災害対策編第3章第1節第1「津波警報等の伝達」による。

2 情報収集体制の確立・強化

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(1) 非常電話、連絡責任者の指定

ア 非常電話

市各部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する非常電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、非常電話を平常業務に使用することを制限するとともに、通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

(2) 本部連絡員の派遣

ア 市の各部

市の各部は、災害対策本部と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を災害対策本部会議に派遣する。

イ 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を災害対策本部（庶務班）に

派遣する。なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

(3) 有線通信網の利用方法

ア ファクシミリ等の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファクシミリ、電子メールによる文書連絡によって行う。

イ 災害時優先電話の利用

電話回線が輻輳し一般電話がかかりにくい場合は、西日本電信電話株式会社（四国支店）があらかじめ指定する災害時優先電話を利用する。なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

ウ 非常、緊急通話等の利用

一般電話による通話が不能若しくは困難な場合は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、次のとおり、非常又は緊急通話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。非常、緊急電報の利用についても同様とする。

(ア) 非常、緊急通話の利用請求

非常、緊急通話の利用請求は、特別な事情がある場合を除き、西日本電信電話株式会社（四国支店）があらかじめ指定する災害時優先電話により行う。非常、緊急通話は、市外局番なしの「102番」へかけ、オペレータへ請求する。請求にあたっては、次のことを申し出る。

- a 非常通話又は緊急通話の申し込みであること。
- b 災害時優先電話の電話番号と機関名（発信者）
- c 相手の電話番号、機関名（着信者）
- d 通話の内容

(イ) 非常、緊急電報の利用

非常時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書き最寄りの電報取扱所に申し込む。

(ウ) 接続、電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局及び電報取扱所は、次表の区分により、優先的な取扱いを実施する。

区 分	内 容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取扱う。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取扱う。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システム（地上系・衛星系）を利用して行う。なお、停電に備え、非常電源として発動発電機が設置され、常時通信が確保されている。また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

資料編 ・愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 P119

イ 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出勤している各部との連絡は、市防災行政無線により行う。

ただし、別子山支所との連絡については、県防災通信システム（地上系・衛星系）も利用する。また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣による。

資料編 ・新居浜市防災行政無線設置状況 P113

ウ その他非常無線の利用

非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち非常通信を行うことができる。災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し非常通信を行う。

資料編 ・市内のアマチュア無線グループ P120

(5) 無線通信の利用

ア 同報系防災行政無線

市庁舎（親局）に設置した操作卓又は消防本部及び別子山支所に設置した遠隔制御装置より、市内の屋外拡声子局及び戸別受信機を通して防災情報の通信伝達を行う。なお、アンサーバック機能のある屋外拡声子局に設置した連絡通話装置より、必要に応じて親局と双方向通信を行う。

また、防災行政無線とBWAの連動により、防災行政無線と接続した自治会放送施設も活用して防災情報の伝達を行う。

イ 移動系防災行政無線

市庁舎に設置した無線通信施設から車載可搬型及び携帯型無線局を通して防災情報の通信伝達を行う。

(ア) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、必要に応じて通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。特に災害対策本部においては、市防災行政無線局管理運用要綱に基づき、通信の統制を実施した場合、移動局からの通話はすべて本部に対して行うものとする。その他次の原則に基づき通信の統制を行う。

- a 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等の重要性の高い通信を優先する。）
- b 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- c 移動局相互通信の禁止の原則（移動局相互通信の必要がある時は統制者の許可を得る。）
- d 簡潔通話の実施の原則
- e 専任通信取扱者の設置

(イ) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような制約が予想される。

- a 使用不能（不通、故障、電源不良等）
- b 通話輻輳（話し中、混信等）
- c 聴取困難（周囲の雑音、電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切りかえ、実行に移すことが最も必要であるため、次のように対応する。

(a) 使用不能時

代替の通信手段によるが、それでも困難な場合には、伝令を派遣する。

(b) 通信輻輳時

混雑している時間は意外に短い。話し中、混信中には、一旦送信を止め、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局に空けてもらうようにする。また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

(c) 聴取困難時

周囲が騒がしく聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。

3 地震直後の情報活動の強化

(1) 震度情報ネットワークシステムの活用

ア 震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムとは、県下全ての市町に震度観測装置を設置し、地震の震度を市町で覚知すると同時に、県及び消防庁でも把握することができるシステムである。なお、本市では、震度観測装置を旧消防庁舎北側及び別子山支所敷地内に設置し、旧消防庁舎北側の震度情報は消防本部通信指

令課にて覚知する。

イ システムの活用

地震を覚知したときは、この震度情報ネットワークシステムにより本市における震度の把握を行い、災害応急活動体制に基づく職員の配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集、連絡

庶務班長は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県への連絡ができない場合には、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

また、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、市から直接消防庁へも報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

4 地震関連情報の収集、伝達

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁の発表に基づき消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達され、防災行政無線等により住民へ伝達される。

(2) 地震関連情報の収集

気象庁から県等を通じて本市に伝達される地震に関する情報は、次のとおりである。

ア 気象庁からの地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台から、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）が伝達される。

(ア) 県内で震度1以上を観測した場合

(イ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(ウ) その他必要と認める場合

イ 情報の流れ

地震に関する情報の流れは、資料編に示すとおりである。

資料編 ・津波及び地震に関する情報の伝達系統 P55

ウ 情報の種類及び内容

大阪管区気象台（松山地方気象台）が発表する情報は、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料である。

資料編 ・津波予報、地震情報等の種類 P50

(3) 地震関連情報の伝達

庶務班長は、県から通知された地震に関する情報について、必要に応じて迅速かつ正確に関係各機関等及び市民へ伝達する。

ア 情報伝達基準等

(ア) 伝達時期

地震情報が発表されたとき。

(イ) 伝達先

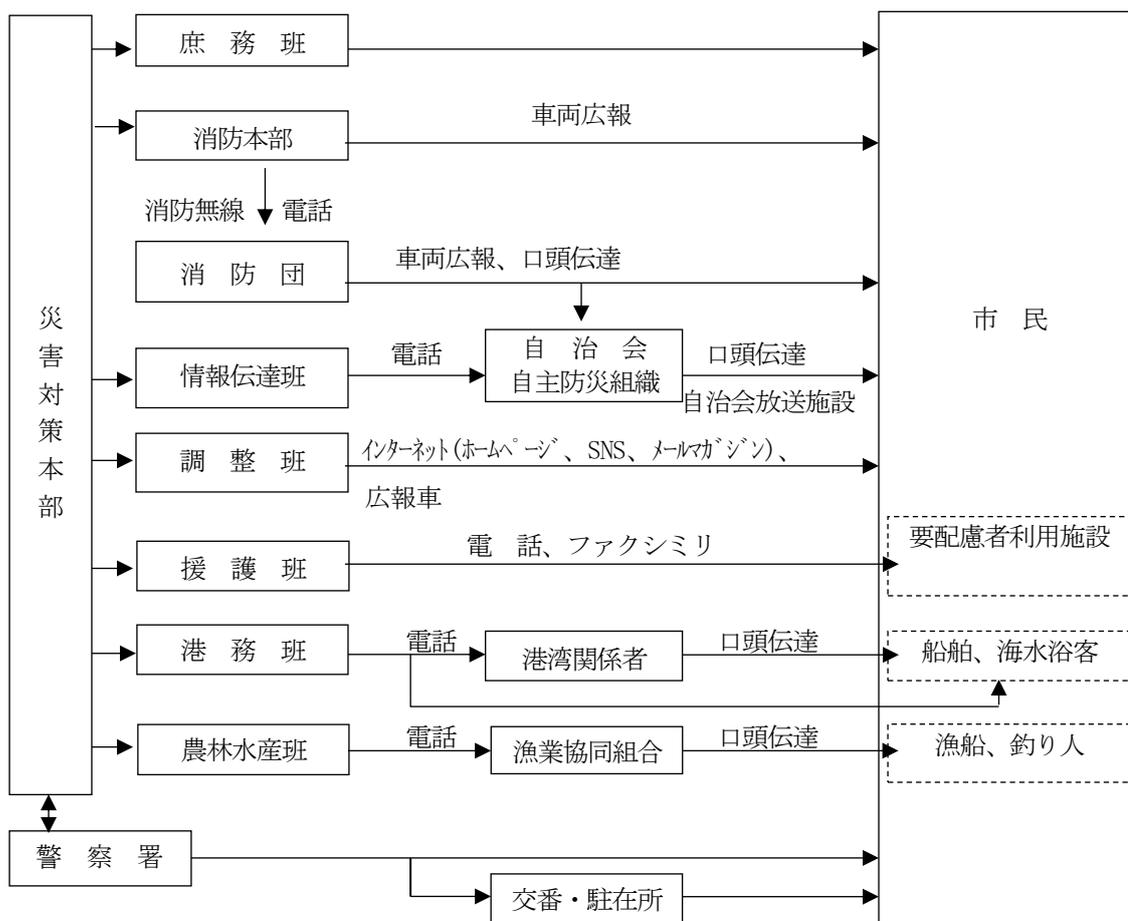
庶務班・・・庁内各部局、関係機関

(ウ) 伝達内容

情報の内容。ただし、市民に伝達するときは防災上の注意事項を付加する。

(エ) 伝達系統

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)



(4) 情報活動における連携強化

ア 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、災害対策本部と東予地方局の各相互間のルートの基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

イ 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて災害対策本部に警察官の派遣を要請する。

5 災害情報等の収集連絡

(1) 地震・津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震・津波に関する情報等は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、広報車、IP告知システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、防災メール、スマートフォン向けアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

119番通報状況による被害概況の早期把握を行うとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域の設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

6 被害状況等に関する情報の収集

(1) 被害状況の収集

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。このため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有する。また、各関係機関・団体等と連携し、各種被害を確実かつ迅速に入手する（又は提供する）体制を整備する。

ア 収集すべき情報の内容

災害発生後、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動を行う。なお、収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 人的被害

- a 市民
- b 児童、生徒、市施設への来所者、入居者、職員等

(イ) 物的被害

- a 庁内（本庁舎、消防防災合同庁舎、出先機関）、消防署等の防災機関施設
- b 学校、文化、体育施設、福祉施設等の公共施設
- c 河川、海岸、がけ等
- d 住家、商業施設、農林業施設、危険物取扱施設等

(ウ) 機能被害

- a 上水道、下水道、電力、ごみ処理施設、L P ガス等の生活関連機能
- b 道路、鉄道、電話、放送等の交通通信機能
- c 医療、保健衛生機能

イ 収集の実施者

被害状況の収集は、災害対策本部の事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	総務部調査班	1 住家の被害その他の物的被害 2 救急救助活動の必要の有無 3 火災等の二次災害の発生状況 4 電力、電話等ライフラインの機能的被害 5 その他本部長が必要と認める事項
	消防部	1 人的被害の発生状況 2 火災発生状況及び火災による物的被害 3 危険物取扱施設の物的被害 4 要救援救護情報及び救急医療活動情報 5 避難の必要の有無及び避難の状況 6 その他消防活動上必要ある事項

	施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の関連部班	1 所管する施設の人的、物的、機能的被害 2 所管する事項に関する人的、物的、機能的被害
警 察 署		1 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関し執った措置 4 その他活動上必要ある事項
海上保安署		1 被災地周辺海域の船舶交通の状況 2 被災地周辺海域の漂流物の状況 3 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 4 水路、航路標識の異状の有無 5 港湾等における避難者の状況 6 その他活動上必要ある事項
その他の防災機関		1 市域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対しすでに執った措置 2 災害に対し今後執ろうとする措置

(2) 調査班による被害調査

ア 被害調査の実施

総務部長は、地震が発生した場合直ちに、また、津波が発生した場合津波がおさまった後に、調査班長に被害調査の実施を指示する。

なお、本部長は、被災地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ総務部長に対し、特命事項についての被害調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

(ア) 調査班の編成

総務部長は、被害調査実施のため、班を編成する。班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定するが、おおむね次のような体制で行う。

活動項目	班数	1班当たりの構成員	構成課
連絡、集計	1～2	5名程度	市民税課、資産税課、収税課
災害情報収集	15	3名程度	

(イ) 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- a 住家の被害その他の物的被害
- b 救急救助活動の必要の有無
- c 火災等の二次災害の発生状況
- d 電力、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害
- e その他本部長が必要と認める事項

(ウ) 実施要領

- a 調査は、防災関係機関、各地域の消防団、自治会長、市民等の協力を得て、実施する。
- b 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査結果を庶務班長へ報告する。
- c 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに総務部長を通じて、庶務班長へ報告する。

(3) 参集途上の被害状況の収集

休日等に動員配置につく職員は、参集途上に可能な限り被害状況を収集し、登庁後速やかに各部長に報告する。なお、この場合は、速報性を重視し、あまりに詳細な調査は行わないものとする。

(4) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、災害対策本部への参集が困難な職員は、居住地周辺、居住地の指定避難収容施設周辺等の情報収集に当たらせる。

(5) 発見者による通報

地震に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、災害通報受信票兼処理票により受付を行い、庶務班及び関係各班に報告する。

資料編 ・ 様式 I 災害通報受信票兼処理票 P785

(6) 自治会又は自主防災組織等による被害調査

自治会長又は自主防災組織等の長は、地震又は津波が発生した場合、自治会又は組織内地域の被害状況を調査し、

報告するものとする。自治会又は自主防災組織等からの報告については、自治会等被害状況報告により受付を行う。

資料編 ・ 様式 I 自治会等被害状況報告 P786

(7) 応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(8) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合は、市長は、東予地方局を通じて、県、県警察本部、海上保安本部、自衛隊等ヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

- ア 火災発生場所、延焼の状況
- イ 津波等の発生状況
- ウ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- エ 建築物の被害状況（概括）
- オ 公共機関及び施設の被害状況
- カ 住民の動静、その他

7 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、市民への伝達は、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、防災メール、スマートフォン向けアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に緊急放送を依頼し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて住民への周知徹底を図る。

8 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	消防部長	消防長
取扱責任者	庶務班長	危機管理課長

(2) 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、庶務班長に、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

資料編	・被害状況及び活動状況の報告区分	P847
	・様式Ⅰ 災害状況調査個表(住家・非住家・人的被害)	P787
	・様式Ⅰ 災害状況調査個表(施設等被害)	P788
	・様式Ⅰ 広報等依頼要請書	P789
	・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告	P817
	・様式Ⅱ 県様式2-(1) 中間報告、最終報告	P818
	・様式Ⅱ 県様式2-2 被害状況内訳表	P820
	・様式Ⅱ 別表 災害の被害認定基準	P828

(3) 被害状況のとりまとめ

庶務班長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

9 報告及び要請事項の処理

(1) 報告責任者

県への災害状況の報告は、消防部長が行う。

(2) 県へ報告すべき災害の範囲

- ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- イ 市が災害対策本部を設置したとき。
- ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- エ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき。
- オ その他特に県から報告の指示をされたとき。

(3) 県災害対策本部に対する報告及び要請

災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部(県災害警戒本部)に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部(県災害警戒本部)に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市域で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部(県災害警戒本部)にも報告する。

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所及び地域
- (エ) 被害状況(災害の被害認定基準に基づく。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況
 - b 主な応急措置の状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要な事項

イ 報告の手順等

- (ア) 県への報告は、本部長の指示に基づき、庶務班長が行う。
- (イ) 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、防災行政無線、電話、ファクシミリ、メール等で報告する。
- (ウ) 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。なお、「発生報告」では、人的被害、家屋被

- 害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。
- (エ)「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。
- (オ) 庶務班長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

庶務班長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	報告内容、留意事項等	報告の様式
発生報告	災害の覚知後直ちに	1 初期的な被害の有無及び程度の概況を報告する。 2 迅速を旨とする。 3 人的被害及び家屋被害を優先する。	災害発生報告
中間報告	被害状況が判明次第逐次	1 様式2に定める事項について判明した事項から報告する。 2 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにする。 3 警察署等との緊密な連絡をとりながら行う。	中間報告 被害状況内訳表
最終報告	災害応急対策終了後10日以内に	1 正確な調査結果により行う。	最終報告 被害状況内訳表
その他即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	1 災害対策本部（災害警戒本部等を含む）を設置又は解散したとき。 2 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。 3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行ったとき。	

資料編 ・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P817
 ・様式Ⅱ 県様式2-1 中間報告、最終報告 P818
 ・様式Ⅱ 県様式2-2 被害状況内訳表 P820

ウ 報告先

庶務班長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置した時
東予地方局 総務企画部総務県民課防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731(Fax 兼用) ・県防災通信システム 電話 地上系 501-0-213(発信特番：6) 衛星系 320-213(発信特番：8) 防災電話機 501-22～501-23(発信特番：なし) FAX 地上系 501-2	県災害対策本部東予地方本部 （県災害警戒本部東予地方本部） 災害対策班（地方本部事務局）

消防庁の報告先

平日(9:30～18:30) ※防災課応急対策室	左記以外 ※宿直室
・電話（直通） 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	・電話（直通） 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

第4節 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第5節「広報活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関する事。
調整班	・災害関係の広報に関する事。 ・被害写真に関する事。 ・報道機関への発表に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関する事。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関する事。
予防班	・消防広報に関する事。 ・災害広報の応援に関する事。
消防班	・災害広報の応援に関する事。
下水道班	・災害広報の応援に関する事。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関する事。

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、風水害等対策編第3章第4節「情報活動」3に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (7) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報

- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

- (1) 市域に次の震度の地震が発生した時の広報文
 - ア 震度5弱又は5強程度の地震の時 例文1
 - イ 震度6弱の地震の時
(地震発生直後から30分の場合) 例文2
 - ウ 震度6弱の地震の時
(地震発生時から30分以降24時間以内の場合) 例文3
- (2) 市域に震度6強以上の地震が発生した時の広報文
 - ア 被害の状況 例文4
 - イ 火災発生状況 例文5
 - ウ 安心情報 例文6
 - エ 交通の状況 例文7
- (3) 避難、救護に関する広報文
 - ア 避難準備の周知 例文9
 - イ 避難の指示、誘導 例文10
 - ウ 救護所設置 例文11
 - エ 防疫、保健衛生に関する周知 例文12

資料編 ・ 避難、救護に関する広報文 P121

第5節 避難活動

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

また、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の誘導及び収容に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> 別子山地区の避難者の誘導及び収容に関すること。 別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示及び避難者の誘導に関すること。 警戒区域の設定に関すること。

1 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導のもと原則として次により避難する。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難指示等が発令された要避難地区で避難を要する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた一時集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織は、一時集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、一時集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定避難場所、指定避難所へ避難する。

エ 指定避難場所及び指定避難所へ避難した住民等は、当該指定避難場所等にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な指定避難場所等へ避難する。

(2) その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

2 指定避難所等の開設、運営

(1) 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

(2) 指定避難所等の安全確認

指定避難所等開設に先立ち、避難所が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者によるチェック

避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

(ア) 立入禁止措置

(イ) 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

イ 応急危険度判定士によるチェック

アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかかねる場合は、施設管理者は、災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

災害対策本部は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員を派遣し、指定避難所等の開設に必要な業務に当たらせる。

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 福祉避難所の設置

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

資料編 ・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P61、64、67
 ・福祉避難所の指定一覧 P62、65、69

第6節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

第7節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等（警察官、自衛官、消防職員、港湾管理者及び漁港管理者。以下「警察官等」という。）の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第8節 消防活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」による。

1 消防活動の基本方針

地震災害は、地震の規模、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、地震災害による被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、次及び風水害編に定める基本方針により消防活動を行う。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。このことから、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための活動を最優先させるとともに効果的な消防活動の推進を原則とし、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧を及び拡大防止を図る。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 災害発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署及び海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動の連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救急救助活動の留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即して柔軟な対応を行う。
 - (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ確かな判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
 - (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。
 - (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）等において保有している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
 - (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。
- (2) 消防団の活動
- 消防団は、地震災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動等を行う。ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。
- ア 出火防止活動
地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。
 - イ 消火活動
幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
 - ウ 避難誘導
避難指示等が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。
 - エ 救急救助活動
各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。
 - オ 消防団員の安全確保
消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。
 - カ 自主防災組織の指揮活動
災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。
- (3) 職員等の惨事ストレス対策
- 消防機関は、必要に応じて消防庁に緊急時メンタルサポートチームの専門家の派遣を要請する。

第9節 水防活動

風水害等対策編第3章第11節「水防活動」を準用する。

第10節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

第11節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第12節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第13節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第14節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

第15節 災害廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第20節「廃棄物等の処理」の定めるところによるが、大規模地震発生時に震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって大量に発生する災害廃棄物の処理について定める。

国の策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」や本市の災害廃棄物処理計画を基に、被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

1 市の活動

(1) 災害廃棄物対策組織の設置

災害対策本部に、災害廃棄物対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理施設の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保する。

(5) 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知する。

(6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す処理指針や新居浜市災害廃棄物処理計画に基づき、新居浜市災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続を実施する。

(10) NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 企業の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

3 住民の活動

(1) 災害廃棄物の処理は、処理方法に応じた分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。

(2) 河川、道路、港湾、海岸及び谷間等に投棄しない。

第16節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

第17節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

第18節 死体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第13節「死体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

第19節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

第20節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第23節「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震が発生し、地震や津波により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

1 住宅対策

(1) 応急危険度判定

大規模な地震や津波により被災した建築物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物が使用できるか否かの判定を行う。

(2) 地震被災建築物応急危険度判定士の確保

災害対策本部は、建築物及び公共施設の地震後における被災の規模に応じ使用可否の判定が必要な場合は、直ちに建築関係団体の協力を得て、県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 宅地対策

(1) 被災宅地危険度判定

大規模な地震及び津波災害又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の確保

災害対策本部は、大規模な地震及び津波災害又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、市職員により、又は県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 住民への広報

災害対策本部は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

第21節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第24節「応急教育活動」を準用する。

第22節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第23節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第9節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第24節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

第25節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第26節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

第27節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

第28節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

第29節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、新居浜建設業協同組合等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

1 道路、橋りょう

道路班長は、管理する道路、橋りょう等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて道路班長が指示又は対応をする。

(1) 災害時の応急措置

- ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により調査し、庶務班長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
- イ 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。
- ウ 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期す。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた市道については、原則として緊急輸送道路指定の道路を優先し、新居浜建設業協同組合等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

ア 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

イ 応急復旧方法

- (ア) 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- (イ) 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- (ウ) 路面やのり面の崩壊については、土のう羽口工、杭打積土のう等の水防工法により行う。
- (エ) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。
- (オ) 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積するものとする。
- (カ) 落下した橋りょう、若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止若しくは交通規制の標示等必要措置を講じる。

2 河川管理施設

下水道班長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急措置に努める。また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて下水道班長が指示又は対応をする。

(1) 災害時の応急措置

- ア 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに庶務班長及び県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- イ 河川等の機能を確保するため、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗きょ流入口及び工事箇所の仮設物等に引っ掛かった浮遊物や障害物の除去作業を実施する。

ウ 河川や排水路からの越水等により浸水被害が発生したときは、新居浜建設業協同組合等に応援を要請して応急排水を実施する。

3 海岸保全施設

港務班長及び農林水産班長等は地震発生後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

4 港湾施設

港務班長は、地震後、早急に被害状況を把握し、庶務班長及び県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講ずる。

また、新居浜港は、防災拠点となる港湾として位置づけられていることから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

5 漁港施設

農林水産班長は、地震発生後、直ちに漁業協同組合等の協力を得て、漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握に努め、庶務班長及び県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行う。

また、漁港区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

6 農業用施設

農林水産班長は、施設の災害が発生したときは、庶務班長及び県に報告し、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密にとり、適切な措置を講じる。別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて農林水産班長が指示又は対応をする。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

資料編 ・ 防災重点農業用ため池一覧表 P235

7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

8 情報システム

情報処理班長及びその他関係機関は、地震災害時の情報システム（防災行政無線、インターネット、電話等）の確保対策として、次のような措置を講ずる。

(1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

(2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

9 都市公園施設

土木班長は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握し、庶務班長及び県に報告するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所や避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第30節 危険物施設等の安全確保

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

(1) 事業者の活動

危険物施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に通報する。

(2) 市の活動

ア 公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、危険物施設の事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

イ 関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

ウ 火災の防ぎよは、市が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に通報する。

(2) 市及び関係機関の活動

市は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 毒物・劇物貯蔵施設

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震等により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P184

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

(1) 事業者の活動

火薬庫が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

(2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

第31節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

1 住民への広報

調整班長は、各種情報の不足や誤った情報等のため、市域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

(1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。

(2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

本部長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。